

お知らせ
令和2年4月27日

農業経営者の皆様へ

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農業労働力等の確保等のための支援措置について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による農業労働力の確保等のための支援措置について、主なものをお知らせします。

1 農業労働力確保等緊急支援事業（農林水産省）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた技能実習生等の受入れや特定技能外国人の雇用が出来ていない等、人材不足となった農業経営体に対して、人材を確保するために必要となる交通費、宿泊費（借上アパート等）、代替人材を雇用するために必要な掛かり増し労賃、労働保険料（雇用主負担分）等を助成します。

注) 本事業は、令和2年度の補正予算案の成立を前提としているため、内容が今後変更等されることがあります。詳細な内容については、決定次第速やかに農林水産省HP等で公表されます。

問い合わせ先 九州農政局経営支援課 096-300-6375
<https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-5.pdf>

2 技能実習生の国内雇用継続の特例措置（法務省）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により解雇され、実習の継続が困難となった技能実習生、特定技能外国人等について、最大1年間の特定活動（就労可）の在留資格が許可されることになりました。

また、特定活動の在留資格の付与に当たっては、業種の転職ができるようになりました。

これにより、これまで農業以外の業種で技能実習等をしていて解雇された外国人材を農業分野で雇用することが可能となりました。※

※ 特定活動の在留資格が付与されるためには、「報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること」等の要件を満たす必要となりますので、注意してください。なお、他産業従事者を雇用する場合の掛かり増し労賃として1の「農業労働力確保等緊急支援事業」を活用することができます。

問い合わせ先：出入国在留管理庁インフォメーションセンター
<http://www.immi-moj.go.jp/info/>
TEL 0570-013904 IP, PHS, 海外:03-5796-7112)

3 雇用調整助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業および教育訓練等）を行って、従業員の雇用維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部（雇用保険被保険者1人当たり 上限8,330円）が助成されます。

問い合わせ先：お近くの都道府県労働局または公共職業安定所

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html

4 小学校休業等対応助成金・支援金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行う従業員等に、有給（賃金全額支払）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して、助成金（1日当たり上限8,330円）が支給されます（6月30日までの休暇）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校に通う子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった保護者に対して、支援金（1日当たり上限4,100円）が支給されます（6月30日までの休業）。

問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整コールセンター

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10259.html

TEL 0120-60-3999

5 持続化給付金（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している農業者、農業法人、中小企業、NPO法人等に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

【給付額】

個人事業者：100万円、法人200万円

※ただし、昨年1年間の売り上げからの減少分が上限となります。

注）本事業は、令和2年度の補正予算案の成立を前提としているため、内容が今後変更等されることがあります。詳細な内容については、決定次第速やかに経済産業省HP等で公表されます。

問い合わせ先：中小企業金融給付金相談窓口 TEL0570-783183

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

問い合わせ先：

九州農政局

経営・事業支援部経営支援課

096-300-6375